

監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 315 重要な虚偽表示リスクの識別と評価 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 13 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解》 (第 18 項から第 26 項参照) (省 略) 《(3) 企業及び企業環境》(第 18 項(1)参照) 《① 企業の組織構造、所有構造とガバナンス及びビジネスモデル》 (第 18 項(1)①参照) 《ア. 企業の組織構造と所有構造》 A51. 企業の組織構造及び所有構造を理解することにより、監査人は次のような事項を理解できることがある。	監査基準報告書 315 重要な虚偽表示リスクの識別と評価 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 13 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解》 (第 18 項から第 26 項参照) (省 略) 《(3) 企業及び企業環境》(第 18 項(1)参照) 《① 企業の組織構造、所有構造とガバナンス及びビジネスモデル》 (第 18 項(1)①参照) 《ア. 企業の組織構造と所有構造》 A51. 企業の組織構造及び所有構造を理解することにより、監査人は次のような事項を理解できることがある。

改正案	現 行
・ 企業の組織構造の複雑性 例 企業は、単一の事業体である場合もあれば、複数の所在地に子会社、事業部又はその他の事業単位を有する企業集団の場合もある。さらに、法的な企業又はその他の事業単位と、事業運営上の企業又はその他の事業単位とが一致しない場合もある。企業グループの複雑な組織構造は、重要な虚偽表示リスクを生じさせる論点につながることが多い。このような論点には、のれん、共同支配企業、投資又は特別目的事業体が適切に会計処理されているかどうか、及び財務諸表に適切に注記されているかどうかが含まれる。 ・ 所有構造及び所有者とその他の者との関係（関連当事者を含む。）。関連当事者との取引が適切に識別され、記録され、財務諸表に適切に注記されていることを確かめる際に、所有構造及び所有者とその他の者との関係についての理解が役立つ。 ・ 所有者、監査役等及び経営者の区別 例 複雑でない企業において、企業の所有者が経営に関与している場合があり、その場合は、所有とガバナンスと経営の区別がほとんどないか、又は全くない。一方で、多くの<u>公に取引されている事業体</u>と同様に、経営者、企業の所有者及び監査役等の間に明確な区別がある場合もある。 ・ 企業の I T 環境の構造と複雑性 例 ・ 多様な事業において多くのレガシーシステムが使用され、それらのシステムが十分に統合されていないため、結果として複雑な I T 環境となっている。 ・ I T 環境の一部について、内外のサービスプロバイダを利用している（例えば、I T 環境のホスティングを第三者に外部委託したり、又はグループ内の I T プロセスを集約管理するためにシェアード・サービス・センターを利用したりする。）。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) ・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u> (省 略) 以 上	・ 企業の組織構造の複雑性 例 企業は、単一の事業体である場合もあれば、複数の所在地に子会社、事業部又はその他の事業単位を有する企業集団の場合もある。さらに、法的な企業又はその他の事業単位と、事業運営上の企業又はその他の事業単位とが一致しない場合もある。企業グループの複雑な組織構造は、重要な虚偽表示リスクを生じさせる論点につながるが多い。このような論点には、のれん、共同支配企業、投資又は特別目的事業体が適切に会計処理されているかどうか、及び財務諸表に適切に注記されているかどうかが含まれる。 ・ 所有構造及び所有者とその他の者との関係（関連当事者を含む。）。関連当事者との取引が適切に識別され、記録され、財務諸表に適切に注記されていることを確かめる際に、所有構造及び所有者とその他の者との関係についての理解が役立つ。 ・ 所有者、監査役等及び経営者の区別 例 複雑でない企業において、企業の所有者が経営に関与している場合があり、その場合は、所有とガバナンスと経営の区別がほとんどないか、又は全くない。一方で、多くの<u>上場企業</u>と同様に、経営者、企業の所有者及び監査役等の間に明確な区別がある場合もある。 ・ 企業の I T 環境の構造と複雑性 例 ・ 多様な事業において多くのレガシーシステムが使用され、それらのシステムが十分に統合されていないため、結果として複雑な I T 環境となっている。 ・ I T 環境の一部について、内外のサービスプロバイダを利用している（例えば、I T 環境のホスティングを第三者に外部委託したり、又はグループ内の I T プロセスを集約管理するためにシェアード・サービス・センターを利用したりする。）。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) (新 設) (省 略) 以 上 以 上